

公表監第4号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査（産業環境局）並びに同条第7項の規定による財政援助団体監査（西宮市民生委員・児童委員会）、出資団体監査（公益財団法人 西宮市国際交流協会）及び指定管理者監査（共同事業体 パークマネジメント鳴尾浜）を実施したので、同条第9項の規定に従い、公表します。

平成26年11月21日

西宮市監査委員	亀	井	健
同	鈴	木	雅一
同	ざ	こ	宏一
同	八	木	米太郎

目 次

財政援助団体監査結果報告 西宮市民生委員・児童委員会

第1	監査の対象	14 - 2
第2	監査の期間及び方法	14 - 2
第3	監査の結果	14 - 2
1	委員会の概要	14 - 2
2	委員会の事業の実施状況等	14 - 3
3	市補助金	14 - 5
4	事務処理等の状況	14 - 7
5	むすび	14 - 8

凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりです。
「0」「0.0」は、0または単位未満のもの。
「-」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中及び表中の元号表記のうち、「平成」は省略しています。

西宮市監査委員	亀井健
同	鈴木雅一
同	ざこ宏一
同	八木米太郎

財政援助団体監査結果報告
(西宮市民生委員・児童委員会)

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体監査を行った結果は次のとおりですので、同条第9項の規定に従い報告します。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の対象

西宮市民生委員・児童委員会（以下「委員会」という。）が、「西宮市民生委員・児童委員活動促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づいて交付を受けた次の補助金にかかる出納その他の事務のうち、主として平成 25 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施しました。

報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、委員会及び所管部局提出の直近の数値を用いるよう努めました。

西宮市民生委員・児童委員活動促進事業補助金	73,224,438 円
-----------------------	--------------

第2 監査の期間及び方法

平成 26 年 8 月 27 日から事務局監査に入り、同年 10 月 20 日には委員会及び健康福祉局関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 委員会の概要

(1) 設立

委員会は、民生委員法(昭和 23 年 7 月施行)第 20 条に基づき設置された地区民生委員・児童委員協議会(以下「地区民児協」という。)の連絡、調整等を行うために設立されています。

名称及び事務所は、西宮市民生委員・児童委員会会則(以下「会則」という。)第 1 条で、「本会は西宮市民生委員・児童委員会と称し、事務所を西宮市福祉総括室内におく。」とされています。

(2) 目的

会則第 3 条で、「本会は民生委員法第 20 条の規定により設置した地区民生委員・児童委

員協議会(以下「地区民児協」という。)および地区民児協会則により設置した校区民生委員・児童委員協議会(以下「校区民児協」という。)の連絡、調整ならびに調査研究をなし、他の社会福祉事業関係者、関係機関と協調提携し、もって社会福祉の増進に努めることを目的とする。」としています。26年8月1日現在、13の地区民児協、33の校区民児協が設置されています。

(3) 組織

組織は、第2条で「本会は西宮市を担当する民生委員・児童委員をもって組織する。」としています。26年8月1日現在の民生委員・児童委員数は686名(定数721名)で、そのうち主任児童委員数は40名(定数42名)となっています。

役員は、第5条で「本会に次の役員をおく。」とし、会長1名、副会長2名、会計1名、理事9名(会長、副会長、会計以外)、監事2名が置かれ、会長、副会長及び会計は、理事の中から理事会において選任されています。理事は、地区民児協会長をもってこれにあてられ、監事は地区民児協副会長の中から理事会において選任されています。

事務局は、第14条で「本会に事務局長および書記をおくことができる。事務局長および書記は、理事会の承認を経て会長が委嘱または解嘱する。」とし、西宮市六湛寺町10番3号西宮市役所健康福祉局福祉総括室地域共生推進課に事務局が設置されています。

2 委員会の事業の実施状況等

(1) 事業の概要

25年度における主な事業の実施状況は、次のとおりです。

ア 委員会の事業実績

- (ア) 理事会 ... 12回(毎月第1火曜日)開催
- (イ) 専門部会 ... 12回(全6部会)開催
- (ウ) 各種大会、研修会 ... 15回(定例総会、各種研修会、常務研究会など)開催
- (エ) 阪神南ブロック会長等連絡会及び主任児童委員連絡会 ... 4回開催
- (オ) 地区民児協、校区民児協 ... 毎月1回会議を開催し、民生委員法第24条に掲げられる任務の遂行及び委員会との連絡調整にあたり、地域の実情にあった活動や研修会等を実施
- (カ) その他 ... 顕彰共済事業、表彰等を実施

イ 民生委員・児童委員の活動実績

(ア) 活動日数	104,274 日
(イ) 相談・支援件数	17,831 件
(ウ) 訪問回数	157,690 回
(エ) その他の活動件数	161,238 件 (行事・研修参加、調査等)
(オ) 連絡調整	54,855 回 (各機関などとの連絡)

(2) 収支の状況

ア 委員会全体の収支状況は、次のとおりです。

(収支計算書)

収 入

(単位：円)

予 算 科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 引 (B)-(A)
会 費	4,128,000	4,061,000	67,000
補助金及び交付金	77,179,000	77,426,553	247,553
委託料	537,000	537,600	600
諸収入	2,000	30,637	28,637
収 入 合 計	81,846,000	82,055,790	209,790

支 出

(単位：円)

予 算 科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 引 (A)-(B)
事務費	3,920,000	3,896,075	23,925
事務費	152,000	145,875	6,125
負担金	3,768,000	3,750,200	17,800
事業費	77,926,000	75,622,758	2,303,242
運営費	74,108,000	72,154,558	1,953,442
共済費	1,720,000	1,715,000	5,000
諸費	2,098,000	1,753,200	344,800
予備費	0	0	0
支 出 合 計	81,846,000	79,518,833	2,327,167

(繰越金) 前年度繰越累計額	2,610,025 円	
当年度繰越額	2,536,957 円	(82,055,790 円 - 79,518,833 円)
次年度繰越累計額	5,146,982 円	

イ 西宮市民生委員・児童委員活動促進事業補助金（以下「市補助金」という。）に係る収支状況は、次のとおりです。

(収支計算書)

収入

(単位：円)

予算科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B)-(A)
補助金及び交付金	73,538,520	73,224,438	314,082
収入合計	73,538,520	73,224,438	314,082

支出

(単位：円)

予算科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A)-(B)
事務費	3,577,600	3,567,200	10,400
負担金	3,577,600	3,567,200	10,400
事業費	69,960,920	68,587,524	1,373,396
運営費	68,240,920	66,872,524	1,368,396
共済費	1,720,000	1,715,000	5,000
支出合計	73,538,520	72,154,724	1,383,796

(繰越金) 当年度繰越額 1,069,714 円 (73,224,438 円 - 72,154,724 円)

3 市補助金

補助金等の取扱いに関する規則及び交付要綱に基づいて、市補助金が交付されています。

(1) 補助金の目的

交付要綱第2条で「補助金は、民生委員・児童委員の活動を促進するとともに、資質の向上を図り、地域福祉の増進を図ることを目的とする。」としています。

(2) 交付対象、補助事業の対象及び補助金の額

ア 交付対象

第3条で「補助金の交付の対象は、西宮市民生委員・児童委員会とし、西宮市民生委員・児童委員会の申請により交付する。」としています。

イ 補助事業の対象

第4条で「補助金交付の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。(1) 民生委員・児童委員の活動費用弁償に要する経費 (2) 民生委員・児童委員の研修及び社会調査等に要する経費 (3) 地区民生委員・児童委員協議会の研修等に要する経費」としています。

ウ 補助金の額

第5条で「補助金の補助率は定額とする。」とし、第6条で「補助金の額は、予算の

範囲内において、次に掲げる金額の合計額とする。(1) 市長が定める金額(以下「委員単価」という。)に民生委員・児童委員の定数を乗じて得た額 (2) 市長が定める額(以下「会長単価」という。)に民生委員法第 25 条に規定する会長の数を乗じて得た額」としています。なお、第 8 条で「年間を通じて民生委員・児童委員定数及び会長の数に欠員があった場合は、欠員相当額の補助金を交付しない。」としています。

(3) 市補助金の申請、交付

ア 交付申請から交付までの状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	交付申請日	交付決定日	交付請求日	交付日
	申請額	決定額	請求額	交付額
市補助金	25. 4. 8	25. 4. 17	25. 4. 17	25. 4. 30
	73,538,520	73,538,520	17,000,000	17,000,000
			25. 5. 17	25. 5. 31
			17,000,000	17,000,000
			25. 7. 18	25. 7. 31
			11,000,000	11,000,000
			25. 9. 18	25. 9. 30
			11,000,000	11,000,000
		25. 11. 11	25. 11. 29	
		11,000,000	11,000,000	
		26. 1. 14	26. 1. 31	
		6,538,520	6,538,520	

交付決定額 73,538,520 円の内訳

(民生委員・児童委員活動費用弁償費補助)

委員単価 101,616 円 × 700 人 + 会長単価 19,440 円 × 13 人
= 71,383,920 円

(研修等助成金)

委員単価 3,078 円 × 700 人 = 2,154,600 円

イ 委員会の収入状況は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	受入口座	収入年月日	金 額
市補助金	西宮市民生委員・児童委員会会長 名義	25. 4. 30	17,000,000
		25. 5. 31	17,000,000
		25. 7. 31	11,000,000
		25. 9. 30	11,000,000
		25. 11. 29	11,000,000
		26. 1. 31	6,538,520

市の支払日と同日に口座振込の方法で収入されています。

(4) 事業の実績報告

26年5月14日に実績報告書が市に提出されています。同日に確定通知書と314,082円の返還命令書が市から通知され、同年5月26日に314,082円が市に返還されています。

補助金の精算状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	交付確定額 (A)	交付済額 (B)	返還額 (B)-(A)	返還年月日
市補助金	73,224,438	73,538,520	314,082	26. 5.26

交付要綱第8条に係る欠員による返還額 314,082 円の内訳

(民生委員・児童委員活動費用弁償費補助)

委員単価 101,616 円×3人 = 304,848 円

(研修等助成金)

委員単価 3,078 円×3人 = 9,234 円

4 事務処理等の状況

規約、金銭出納帳、補助金申請等の関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。今後、適正な処理に努めてください。

決裁等の権限を明確にして事務処理を行う必要がありますが、事務規定や専決規程等が作成されていませんでした。(委員会)

補助金等の交付申請書に確定前の当初予算書(案)及び事業計画書(案)が添付されている場合は、後日総会等で承認されたことが確認できる書類を提出する必要がありますが、確認できる資料が提出されていませんでした。(委員会)

補助金の実績報告書提出に係る決裁処理がされていませんでした。(委員会)

補助金(歳入)の返戻が歳出科目で処理され、調査研修費(歳出)の戻入が歳入科目で処理されていました。(委員会)

収入支出命令書で科目や日付の記載が誤っているもの、領収書や納品書で日付の記載が漏れているもの等がありました。(委員会)

委員会、地区民児協、校区民児協で会計処理が統一されていないため、補助金、会費、繰越金に係る使途が明確に確認できない状況にありました。(委員会、所管部局)

補助金等の取扱いに関する規則等に係る様式を定める要綱で決められた様式どおりに作成されていない書類がありました。(委員会、所管部局)

5 む す び

今回の財政援助団体監査においては、補助金に関する規定、補助金申請関係書類、収入支出関係書類の確認など、主に財務事務を中心に監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられませんでした。しかし、前述の事務処理等の状況であげたとおり、添付書類で不備があるもの、地区民児協・校区民児協での会計処理が十分確認できていないもの、決裁権限で根拠が明確でないものなどが見受けられました。補助金は市民の税金であり透明性が求められることから、活動内容や補助金の使途について、市民など第三者に対し一層の説明責任を果たせるよう努めてください。

委員会は、地区民児協の連絡、調整及び民生委員・児童委員活動を推進するための総合的な計画を策定するために組織され、総会及び理事会で決定された事項、方針に基づいて地区単位の活動が行われています。また、民生委員・児童委員は、高齢者実態把握調査、健やか赤ちゃん訪問事業などの事業、日常の訪問活動により地域の見守り活動を行うほか、研修会や専門部会を通して委員としての資質向上に取り組むなど、地域の社会福祉の増進に寄与しています。

市補助金は、民生委員法で委員には給与を支給しないとされている中で、このような様々な委員活動のための費用弁償等として交付されています。福祉課題が多様化・複雑化していく中、市補助金の会計処理の仕組みづくりについて検討を進めるなど、民生委員・児童委員一人ひとりがやりがいを持ち、力を発揮できる環境づくりに努めてください。